

発議第3号

笠岡市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

笠岡市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(平成21年笠岡市条例第1号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「520,000円」を「600,000円」に改め、同条第2号中「460,000円」を「540,000円」に改め、同条第3号中「420,000円」を「500,000円」に改める。

附 則

この条例は、この条例の公布の日以後初めてその期日を告示される一般選挙の日以後の笠岡市議会議員の任期が始まる日から施行する。

参 考

改 正 の 要 点

笠岡市議会議員の議員報酬について、所要の改正をすることとした。

1 議員報酬の額（第2条関係）

区 分	改 正 後	改 正 前
議 長	600,000円	520,000円
副議長	540,000円	460,000円
議 員	500,000円	420,000円

2 施行期日

この条例は、この条例の公布の日以後初めてその期日を告示される一般選挙の日以後の笠岡市議会議員の任期が始まる日から施行する。